

5 計画に関連する主な取組や事業

基本施策に関連する主な取組や事業を掲載しています。

基本目標 1 子どもの意見表明・参加の促進

基本施策 1 子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり	
<p>○ 子どもの意見表明に関する広報・啓発 子どもサポーター養成講座 (p. 19) 子どもの参加を進めるうえでの実践的な技法を学んだ「子どもサポーター養成講座」の修了者の活用により、地域における子どもの参加を推進し、これを通して、子どもの意見表明に関する理解を進めていく。</p> <p>出前講座の活用 (p. 19) 子どもの権利の理解促進に向けた出前講座を積極的に活用する。</p>	<p>子) 子ども育成部</p> <p>子) 子ども育成部</p>
基本施策 2 子どもの参加の機会の充実と支援	
<p>○ 「子ども運営委員会」の設置などによる施設の運営への子どもの参加の推進 わたしたちの児童会館づくり事業 (p. 20) 児童会館・ミニ児童会館における「子ども運営委員会」により、児童会館の運営等に主体的・積極的にに関わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子どもたちが社会の一員として意見を表明できる機会を増やしていく。</p> <p>子どもの利用する施設における子どもの参加の促進 (p. 20) 青少年科学館等の子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていく。</p> <p>学校における子どもの自主的な活動を促す取組 (p. 20) 児童会・生徒会活動や三者会議等による学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合う場に子どもが参加する取組や子どもが主体的に活動に参加することを促す取組のほか、ピア・サポートなど、子ども同士が支え合う取組が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行う。</p>	<p>子) 子ども育成部</p> <p>子) 子ども育成部、 関係部局</p> <p>教) 学校教育部</p>
<p>○ 「子ども企画委員会」の設置などによる市政における子どもの参加の促進 市政への子ども参加の促進 (p. 21) 子どもに対する情報発信と子どもの参加を進めるための職員向け手引きや「子どもの権利推進アドバイザー」を活用し、市政におけるさまざまな施策や事業において子どもの視点を取り入れるとともに、「子ども企画委員会」の設置などによる企画段階から子どもの参加をより積極的に進めていく。</p> <p>子ども向けホームページの作成 (p. 21) 将来の市民自治の担い手である子どもたちに、自ら知り、学ぶ機会を提供するため、子ども向けホームページを設け、子どもの視点から分かりやすい情報発信を行っていく。</p> <p>子ども議会の実施 市政への参加体験、理解、関心を促進する機会とするとともに、子どもの権利条約や条例に定める意見表明権などを体現する場である「子ども議会」の内容の充実を図る。</p> <p>子どものまちづくりへの参加促進事業 子どもに区や地域の課題を意識し身近なまちづくり活動を体験する機会を、区の創意や裁量により提供するとともに、子どもが自らできるまちづくり活動や取組方法を紹介するために作成した手引きを小学3年生に配布する。</p> <p>【子どものまちづくり体験事業の実施回数】 H21 年度：17 回 →H26 年度：30 回</p>	<p>子) 子ども育成部</p> <p>各局、各区</p> <p>子) 子ども育成部</p> <p>市) 市民自治推進室</p>

<p>地域と創る公園再整備事業 公園再整備に際して、企画段階から積極的に、子どもを含めた幅広い市民参加による公園づくりを行っていく。また、周辺で地域主体の子育てサロンなどを実施している公園内に、安心して遊べる遊具等を備えた「キッズコーナー」の整備を進める。</p> <p>市民との協働による都市計画制度普及事業 子ども向け都市計画普及本「ミニまち」を発行、配布していくとともに、「ミニまち」を活用した講座等の実施を積極的に進めていく。 【講座等受講者数（累計）】H21年度：822人→H26年度：3,800人</p> <p>札幌のまちを学ぶ取組 「サタデー・テーリング」やスタンプラリーといったイベントなど、札幌のまちを子どもたちに楽しく学んでもらうための取組を実施する。</p>	<p>環)みどりの推進部</p> <p>市)都市計画部</p> <p>交)事業管理部、 区)市民部</p>
<p>○ 地域主体の取組における、企画・運営への子どもの参加の支援 「市民向け子どもの参加の手引き」の活用 (p. 21) 市民向けの手引きを作成し活用することにより、子どもの地域のまちづくりへの参加の機会の充実を図る。</p> <p>子どもサポーター養成講座【再掲】(p. 21) 子どもの参加を進めるうえでの実践的な技法を学んだ「子どもサポーター養成講座」の修了者の活用により、地域における子どもの参加を推進し、これを通して、子どもの意見表明に関する理解を進めていく。</p> <p>まちづくりセンターを活用した地域への働きかけ (p. 21) 子どもが地域の重要な一員として、身近な地域のまちづくりに主体的にかかわることができるよう、学校、町内会など地域の団体との連携や、地域の行事等への子どもの参加について、まちづくりセンターの調整機能を生かして地域へ働きかけていく。</p> <p>子ども地域安全マップの作成支援事業 子どもが自らまちを歩き、危険個所等を調べ、地図を作成し発表する過程を通して、子ども自身の「自主防犯力」を高めるための支援に取り組む。</p> <p>地域主体の取組における子どもの参加の促進 地域団体等と連携し、子どもたち自ら考え企画する機会、次代を担う子どもたちが次世代の実践者へと成長することを目的とした事業や自分の身近な体験、日ごろ関心がある事柄を発表する機会などを提供する。</p> <p>P T A活動の支援事業 青少年の健全育成や、学校、家庭、地域の連携を推進するP T Aの指導者養成や諸事業について支援する。</p>	<p>子)子ども育成部</p> <p>子)子ども育成部</p> <p>子)子ども育成部 市)市民自治推進課 教)学校教育部</p> <p>区)市民部</p> <p>区)市民部</p> <p>教)生涯学習部</p>
<p>基本施策3 子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援</p>	
<p>○ 「雪」や「環境」などの札幌の特色を踏まえた、将来の地域社会の担い手をはぐくむ、学びの支援</p> <p>札幌らしい特色ある学校教育事業 (p. 22) すべての幼稚園・学校が、「雪」「環境」「読書」のテーマに沿った取組を進めることで、将来の札幌を支え、国際社会で通用する自立した市民・社会人の育成を目指す。 【中学校、高等学校におけるスキー学習実施校数】 H21年度：34校→H26年度：70校 【学校図書館ボランティア派遣校数】H21年度：20校→H23年度：98校</p>	<p>教)学校教育部</p>

<p>第2次札幌市子どもの読書活動推進計画の推進 (p. 22) 保健センターの10か月児健診の際に行う読み聞かせにあわせて、絵本を配布する「さっぽろ親子絵本ふれあい事業」や図書館等での読み聞かせ、子ども読書の日(4月23日)の特別行事「お話しの百貨店」の実施、学校の図書室を地域における身近な文化施設として開放し、子どもや地域住民の読書活動を盛んにする「学校図書館地域開放事業」、小・中・高等学校の「総合的な学習の時間」において、図書館が持つ調査・研究のための図書資料や情報を提供するなど、子どもの読書活動を推進する。 【図書館等での読み聞かせ実施回数】 H21年度：740回 →H26年度：900回 【お話しの百貨店参加人数】 H21年度：1,277人→H26年度：1,300人</p>	<p>教)中央図書館、 子)子育て支援部、 教)生涯学習部、</p>
<p>環境教育の推進 (p. 22) 札幌市環境プラザにおける環境学習機会の提供や環境を守るための取組をしている小・中学生の発表会「さっぽろこども環境コンテスト」の実施や、環境教育に関する校外学習用バスの貸出など、より充実した環境教育を推進する。 札幌市食育推進計画に基づく取組など、「食育」の推進 (p. 22) たのしい保育所給食を通して、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの食べる力を豊かにはぐくむための支援や、幼児、小・中学生とその親を対象とした親子料理教室の開催、学校給食における地産地消を進めるといった学校における食に関する指導の充実や、さっぽろ学校給食フードリサイクルなど、食育に基づいた取組を進めていく。 【たのしい保育所給食：食教育教室実施保育所の割合】 H21年度：100%→H26年度：現状維持</p>	<p>環)環境都市推進部 保)保健所、 子)子育て支援部、 教)生涯学習部</p>
<p>さっぽろ市民カレッジの開催 (p. 22) 市民の多様なニーズに対応するため、札幌市生涯学習センターを拠点とし、継続的かつ体系的な学習機会を提供する。 【子ども向け講座の受講者数】 H26年度：800人</p>	<p>教)生涯学習部</p>
<p>司法教育の推進 (p. 22) 法及び司法に関する講習会や、資料館の復元法廷を活用した模擬裁判の実施等を通して、法及び司法に関する学習機会を提供する。 子どものまちづくりへの参加促進事業【再掲】 子どもに区や地域の課題を意識し身近なまちづくり活動を体験する機会を、区の創意や裁量により提供するとともに、子どもが自らできるまちづくり活動や取組方法を紹介するために作成した手引きを小学3年生に配布する。 【子どものまちづくり体験事業の実施回数】 H21年度：17回 →H26年度：30回</p>	<p>教)生涯学習部 市)市民自治推進室</p>
<p>みんなが集い学び楽しむ公園緑地づくり事業 公園緑地の利活用促進のため、イベント等の企画・実施・効果的な情報の発信の検討・実施などを行う。</p>	<p>環)みどりの推進部</p>
<p>札幌市文化資料室における子ども向け行事の実施 歴史・文化資料の活用等を目的として、小・中学生向けの歴史新聞を作る講座を実施する。</p>	<p>総)行政部</p>
<p>社会福祉協力校指定事業 児童・生徒への社会福祉への理解と関心を高め、家庭及び地域に福祉啓発を図るため、札幌市社会福祉協議会が実施する社会福祉協力校指定事業に対する補助を行う。</p>	<p>保)総務部</p>
<p>特別奨学金 技能習得を目的とした学校(高等課程)に学ぶ、生活困難な世帯の子どもに対し、奨学金を支給する。</p>	<p>子)子育て支援部</p>

<p>青少年科学館管理運営事業 小・中学生をはじめとする幅広い世代の市民が気軽に参加できる魅力的な事業を積極的に展開していく。 【観覧者数】 H21 年度：328,168 人→H26 年度：360,000 人</p>	教) 生涯学習部
<p>○ 企業など関係団体との連携による学びや体験の環境づくり 企業等と連携した職業体験機会の提供 (p. 23) 「子ども参観日」などの子どもが保護者の職場を見学する機会の実施について地域や各企業に対して働きかけを行っていく。 プレーパーク推進事業 (p. 23) 子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」を原則に、公園等を活用し、規制を極力排除した子どもの遊び場であるプレーパーク事業など、既存のストックを活用し、地域で多様な体験機会の充実を図る。 企業や関係団体と連携した職業体験機会の提供 (p. 23) こどものまち「ミニさっぽろ」事業や、学校における地域と連携した職場体験機会の提供、中央図書館における「一日司書体験」、円山動物園における「一日飼育係」の実施、地域や企業・関係団体等と連携した職場体験機会を充実する。 【一日飼育係参加者数】 H21 年度：夏 22 人×2 回、冬 12 人×2 回 →H26 年度：現状維持 異文化交流体験の機会提供 (p. 23) 子どもたちが札幌に滞在する留学生や J I C A 研修員との遊びなどを通して、国際親善の大切さを学ぶ機会の提供や、小・中・高等学校への国際交流員の派遣のほか、シンガポール少年交流事業、ノボシビルスク少年交流事業を実施し、国際理解及び国際交流を推進する。 【国際交流員の総合的な学習の時間への派遣と受入の件数】 H21 年度：36 件→H26 年度：現状維持 農業体験機会の提供 (p. 23) サッポロさとらんどでの農業体験学習の機会の提供や、関係団体と連携した子ども体験農園を実施する。 【農作業体験参加者人数】 H21 年度：44,000 人→H27 年度：78,000 人 野外体験事業 (p. 23) 夏季及び冬季休業日等に、林間学校など野外体験の学習機会を提供する。 【参加者数 (累計)】 H21 年度：65,241 人→H26 年度：73,500 人 地域団体等と連携した自然体験機会の提供 地域の身近な自然に触れ、地域の環境に関心や親しみを持たせることを目的として、地域団体等と連携し、さまざまな自然体験機会を提供する。 地域で活躍するジュニアリーダーの養成 地域のさまざまな体験活動事業等で活躍するジュニアリーダーを育成するとともに、その活躍を通じて、子どもが主体的に企画し取り組んでいく地域での体験活動の場を増やしていきます。 各区におけるスポーツ体験機会の提供 (p. 24) 各区におけるスポーツ大会の実施など、各種スポーツ体験の機会を通して子どもがスポーツの楽しさを知る機会を提供する。 札幌市スポーツ振興基金助成金 (p. 24) 基金を財源として、市民のスポーツ振興に寄与する活動を行う個人、団体等に助成金を交付する。補助対象事業のうち、青少年を対象として道外で開催される全国規模の大会に参加する際の助成金など対象を青少年に限定した事業が存在する。 スノーホッケー普及事業 札幌市で開発した「スノーホッケー」の普及啓発を行い、ウィンタースポーツの振興と子どもの体力の向上を図る。</p>	子) 子ども育成部 子) 子ども育成部 子) 子ども育成部、 教) 学校教育部、 教) 中央図書館、 経) 円山動物園、 区) 市民部 経) 農政部 教) 生涯学習部 区) 市民部 子) 子ども育成部 区) 市民部 観) スポーツ部 観) スポーツ部

<p>さっぽろ子どもチャレンジウィンタースポーツビンゴ 市内ウィンタースポーツ施設をチェックポイントとし、ビンゴを行う事業を通して、さまざまなスポーツを体験し、スポーツの楽しさを味わう機会を提供することにより「スポーツのある暮らし」の実現を目指す。</p>	観) スポーツ部
<p>ファイターズ屋内練習場市民開放事業補助金 子どもがプロ野球球団を身近に感じることができるよう小中学生利用分について、NPO 法人北海道野球協議会に対し施設利用料及び事務経費相当額を補助金として交付する。</p>	観) スポーツ部
<p>美術体験機会の提供 (p. 24) 子どもたちに優れた芸術を鑑賞する機会を提供する「ハロー！ミュージアム」事業や、小学校にアーティストを派遣し、短期滞在させ、アート体験を提供する「おとどけアート」を実施する。 【参加児童数】 H21 年度：2,587 人→H26 年度：15,000 人</p>	観) 文化部
<p>こころの劇場 (p. 24) 市内の小学校 6 年生を対象として劇団四季のミュージカル公演に無料招待する。 【観劇率 (申込者に対する観劇者数の割合)】 H21 年度：91.5% →H26 年度：100%</p>	観) 文化部
<p>Kitara^{キタラ}ファーストコンサート (p. 24) 市内の小学 6 年生に対し Kitara での生のオーケストラ演奏を鑑賞する機会を提供する。 【学校の参加率】 H26 年度：95.0%</p>	観) 文化部
<p>子ども映像制作ワークショップ (p. 24) 札幌国際短編映画祭において、小・中学生が参加した映像制作ワークショップ作品の上映や子ども審査員による賞の選出、授与を行う。 【参加講師数】 H21 年度：1 人→H26 年度：3 人</p>	経) 産業振興部
<p>子どもの映像制作体験事業 (p. 24) 専門家の指導のもと、本格的な映画製作を体験する機会を提供する。 【参加者数 (累計)】 H21 年度：20 人→H26 年度：110 人</p>	観) 文化部
<p>札幌市こども劇場 人形劇、児童劇等の制作及び発表と制作団体の育成を通じて、青少年の情操の涵養を図る。</p>	子) 子ども育成部
<p>各種少年団体などと連携した活動の促進・支援 さっぽろ少年 6 団体交流事業「友遊 Kid's ランド」事業における各団体の活動成果の発表のほか、団体に対する活動支援などを行う。</p>	子) 子ども育成部
<p>札幌市豊平川さけ科学館親子・子ども採卵実習 さけの採卵を学習機会として活用するとともに、命の仕組みと大切さなどについて学ぶ機会を提供する。 【開催回数】 H21 年度：年 10 回→H26 年度：現状維持</p>	環) みどりの推進部
<p>夏休み親子水道施設見学会 8 月 1 日から 7 日までの「水の週間」に合わせて、水資源の有効性などについて学ぶ機会を提供するため、水道水の作られる過程の見学会を実施する。 【参加者の理解度】 H21 年度：95.9%→H26 年度：100%</p>	水) 総務部
<p>教えて！ファイヤーマン事業 小学 4 年生を対象に、消防の仕事や火災時の避難方法など、消防の仕事に対する興味関心を高め、役割を理解してもらうとともに、災害から身を守る方法を学ぶ機会を提供する。</p>	消) 予防部

基本目標2 子どもを受け止め、はぐくむ環境づくり

基本施策1 子どもが安心して過ごすための居場所づくり

○ 保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援

児童相談所将来構想に基づく取組の推進 (p. 25)

子どもに関する身近な相談・支援機関である区役所と高度な専門相談に対応する児童相談所との役割分担や機能強化、社会的養護体制の充実など、児童相談所の将来構想に基づき子どもの権利擁護体制の強化を図る。

子) 児童福祉総合センター、各区

母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)(p. 25)

妊娠・出産・育児に関する知識の普及等や育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。

【新生児訪問実施率】H21年度：93.7%→H26年度：増やす

【妊婦への訪問実施延数】H21年度：106人→H26年度：増やす

保) 保健所

親を対象とした相談・指導

初めての出産を迎える夫婦に対して、妊娠・出産・育児に関する知識を普及するとともに、親としての意識が高まるよう、母親教室や両親教室などを実施する。【教室参加者数】H21年度：6,798人→H26年度：増やす

保) 保健所

家庭的保育事業 (p. 25)

多様化する保育ニーズに対応するため、札幌市が認定した家庭的保育者の居宅等において、家庭的な環境の中で保育を行う。

子) 子育て支援部

区保育・子育て支援センター整備事業 (p. 25)

区における子育て支援の中心的な役割を担う施設として、従来の保育所機能に加え、常設の子育てサロンの運営や子育て相談・講座の開催などのさまざまな子育て支援機能により、すべての子育て家庭に対し、きめ細やかな支援を実施する。

子) 子育て支援部

【整備か所数】H21年度：5か所→H26年度：7か所

子育てアドバイザー活動促進事業

これまで養成してきた子育てに関する専門的な知識を持つ子育てアドバイザー(子育てボランティア)に対してバックアップ研修を行いスキルアップを図り、子育てアドバイザーの活動機会として、父親が積極的に子育てに関わることができる場「サンデーサロン」を開催する。

子) 子育て支援部

さっぽろ子育てサポートセンター事業 (p. 26)

子育てについて、援助を受けたい人(依頼会員)と援助をしたい人(提供会員)とにより会員組織を作り、地域で子育てサービスを担う。

子) 子育て支援部

【利用件数】H21年度：13,200件→H26年度：13,222件

(緊急預かりサービスを除く)

札幌市民子育て支援宣言事業

市民や企業が「さっぽろ市民子育て支援宣言」を行うことにより、子育て支援の意思表示と実践を促し、子育て家庭を社会全体で支えていくための活動に結びつけていく。

子) 子育て支援部

マタニティクッキング教室

初妊婦とその配偶者を対象に、妊娠中の食生活の重要性について普及啓発などを行う。

保) 保健所

【開催回数、参加者数】H21年度：58回、618人→H26年度：増やす

離乳期講習会

保健センターにおいて、生後3~7か月児の親を対象に、離乳食についての講習会を実施する。

保) 保健所

【開催回数、参加者数】H21年度：207回、5,300人→H26年度：増やす

緊急サポートネットワーク事業

急病や緊急を要する子どもの預かり等を希望する人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)が会員組織を作り、会員相互による子育て援助活動の支援を行う。

子) 子育て支援部

地域子育て支援事業

子育てなどの情報提供や子育てボランティアの育成など、乳幼児を持つ子育て家庭を支援し、地域における子育て環境の整備を図る。

【子育て情報ダイヤル相談件数】 H21 年度：557 件
→H26 年度：1,106 件

子) 子育て支援部

子育て支援総合センター事業

時間的制約から地域の子育て支援事業に参加できない就労家庭やひとり親家庭、さらに男性を対象に育児参加を呼びかける事業を展開するなど、親子の交流・相談・情報提供を行う。

【新規登録組数】 H21 年度：2,296 組→H26 年度：2,884 組

子) 子育て支援部

保育事業の充実

保護者の就労形態の多様化など、保育需要に対応するため、延長保育事業、夜間保育事業、休日保育事業を認可保育所で実施する。また、保護者の短時間就労等や育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するため一時預かり事業を実施する。

【延長保育実施か所数】 H21 年度：164 か所→H26 年度：209 か所
【休日保育実施か所数】 H21 年度：2 か所→H26 年度：5 か所
【夜間保育実施か所数】 H21 年度：3 か所→H26 年度：現状維持
【一時預かり事業実施か所数】 H21 年度：86 か所→H26 年度：125 か所

子) 子育て支援部

病後児デイサービス事業の実施

札幌市内に在住で病後回復期にあたる生後5か月から小学3年生までの児童を対象に、就労等により家庭で保育できない保護者に代わり、病院に付設した施設で保育等を行う。

【事業実施施設数】 H21 年度：5 か所→H26 年度：7 か所

子) 子育て支援部

企業・団体と連携した多様な子育て支援事業

子育て支援に協賛する企業・団体や市民に対して、新品絵本の寄贈を受ける事業や子育て支援イベントなどを実施する。

【事業連携した企業・団体数】 H21 年度：3 団体→H26 年度：15 団体

子) 子育て支援部

児童家庭支援センター運営費補助事業

児童福祉施設の職員が、児童相談所との連携のもとで、24 時間体制で子育てに関するさまざまな相談を受け、必要な支援を行っていく。

【設置か所数】 H21 年度：2 か所→H26 年度：5 か所

子) 児童福祉総合センター

ワーク・ライフ・バランス推進事業 (p. 26)

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と取組促進を目的として、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を、札幌市独自の基準で認証し、さまざまな支援を行う。

【仕事と家庭の両立支援について「積極的に支援している」「積極的に支援していきたい」企業の割合】 H26 年度：60%

子) 子ども育成部

療育支援事業（さっぽろ・こども広場）(p. 26)

発達に心配や発達の気にかかる就学前の子どもを対象として、児童福祉総合センター及び区・保健センター、児童会館等の地域を会場に、小集団でのあそびを通して子どもの発達を支援するとともに、保護者の悩みや相談に応じ適切な情報を提供する。

子) 児童福祉総合センター

通園施設事業

発達の遅れや障がいのある就学前の乳幼児を対象に療育の支援を行う知的障害児通園事業や、就学前の肢体不自由児を対象に療育の支援を行う肢体不自由児通園施設事業を実施し、個々の児童とその家族のニーズを把握のうえ、個別支援計画を作成して、療育支援を行う。

子) 児童福祉総合センター

重度重複障がい児外来保育事業（のびのび広場）

発達医療センターでリハビリテーションを受けている重度重複障がいのある乳幼児や医療的ケアを必要とする乳幼児を対象に、小集団での保育や個別の保育、保護者への育児支援などを行う。

子) 児童福祉総合センター

先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場）

出生後間もなく判明するダウン症などの先天性障がいのある乳幼児への超早期療育を目的とし、0歳から2歳までを対象として子どもの心身の発達を支援するとともに、育児全般に必要な情報の提供を行う。

子) 児童福祉総合センター

障がい児医療訓練事業

心身の発達の遅れや障がい疑われる子どもの検査や、保育や育児支援などに関する情報提供などを行う。

子) 児童福祉総合センター

難聴幼児療育事業

聞こえに心配のある子どもの相談に対して、耳鼻咽喉科の医師が診察や検査などを行うとともに、言語聴覚士が言語指導や聴能訓練などを行う。

子) 児童福祉総合センター

児童会館等における障がい児対応の充実（p. 26）

児童会館・ミニ児童会館において障がいのある児童の受け入れ体制の充実を図る。

子) 子ども育成部

札幌市障がい児療育支援事業（p. 26）

障がい児（者）施設等がもつ、専門的な療育支援機能を活用し、在宅の障がい児（者）やその家族、関係者等に対して、訪問や外来等の方法により療育指導を実施し支援を行う。

保) 保健福祉部

障害児日常生活用具給付事業の実施

在宅の重度障がいがある者及び児童に対して、特殊寝台、特殊マット等の日常生活用具を給付する。

【給付件数/年】 H21 年度：28,368 件→H23 年度：32,655 件

保) 保健福祉部

在宅重度障がい者（児）紙おむつサービス

感覚マヒ等により常時おむつを使用している在宅の重度障がい（児）者に紙おむつを支給する。

【制度の延べ利用人数】 H21 年度：20,415 人→H26 年度：18,709 人

保) 保健福祉部

自閉症・発達障害支援センター事業

発達障がいの早期発見、早期の支援を図るため、障がい児や家族に対する情報提供や相談支援を実施する。

保) 保健福祉部

居宅介護事業

日常生活を営むのに支障がある障がい児（者）に対し、身体介護、家事援助などホームヘルパーによる日常生活の支援を行う。

【サービス提供量/月】 H21 年度：50,041 時間→H23 年度：54,467 時間

保) 保健福祉部

重症心身障害児（者）通園事業

在宅の重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作や運動機能等に係る訓練など、必要な療育を行う。

保) 保健福祉部

児童デイサービスの実施

障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。

保) 保健福祉部

短期入所

居宅で介護する人が病気の場合などに、一時的に施設において、入浴、排泄、食事等の介護及びその他必要な日常生活の支援を行う。

【事業所数】 H21 年度：43 事業所→H26 年度：46 事業所

保) 保健福祉部

災害遺児手当

災害による遺児を扶養している者に災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金を支給することにより、遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図る。

子) 子育て支援部

幼園・保育所・小学校連絡会（p. 26）

発達障がいのある幼児等、特別な教育的支援が必要な幼児が小学校に安心して就学できるよう、関係部署が連携し、取組の充実を図る。

教) 学校教育部
子) 子育て支援部

<p>母子家庭等に対する支援 (p. 26) 日常生活支援、就業支援、自立支援給付金の支給、各種資金の貸付、母子生活支援施設での自立支援等、母子家庭等自立促進計画に基づく取組のほか、母子緊急一時保護事業などを行う。 【母子生活支援施設数】 H21 年度：6 施設→H26 年度：現状維持 【施設数及び部屋数】 H21 年度：1 施設 2 室→H26 年度：現状維持</p>	子) 子育て支援部
<p>○ 子どもが安心して過ごすことができる学校・施設づくり フリースクールなど民間施設との連携 (p. 26) フリースクールなどの民間施設との情報交換や連携を進めるとともに、その支援のあり方を研究し、対策を進めます。 不登校児への支援 (p. 27) 不登校・引きこもりの子どもを対象に、同年代の子どもとの交流を通じて自主性や社会性を身につけるためのグループ指導や、家庭にひきこもりがちな子どもに対して、登録した学生を定期的に派遣し、遊びやふれあいを通して子どもの社会性や自主性の伸長を援助する、メンタルフレンド事業を実施する。 【メンタルフレンド登録者数】 H21 年度：12 人→H26 年度：現状維持 いじめ対策関連事業 (p. 27) 学校における全児童生徒を対象にした「いじめに関する実態調査」や 24 時間いじめ電話相談の実施のほか、ネットトラブルから子どもを守るために、専門業者によるインターネット巡視を実施するとともに保護者や教員などで構成する札幌市「ケーター・ネット」セーフティ推進協議会を設置する。 学校における子どもの自主的な活動を促す取組【再掲】(p. 27) 児童会・生徒会活動や三者会議等による学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合う場に子どもが参加する取組や子どもが主体的に活動に参加することを促す取組のほか、ピア・サポートなど、子ども同士が支え合う取組が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行う。 虐待関連事業 (p. 27) 教育委員会と児童相談所が共同で作成した児童虐待対応の手引をすべての教員に配布するとともに、これに基づく、教職員を対象とした研修会を実施するなど、児童虐待について早期発見、早期対応に努める。また、不登校児童生徒の中で、子どもの安否が確認できないなど学校が対応に苦慮している事案について、スクールソーシャルワーカーや医師などの専門家、児童相談所をはじめとする関係機関と連携して学校の対応を支援する学校支援相談窓口を開設し、問題の解決に努める。 【臨床心理士等資格を持ったスクールカウンセラーの数】 H21 年度：76 名→H23 年度：小中高に配置するすべてのスクールカウンセラー 学生ボランティア事業 (p. 27) 提携している大学の学生が、小中学校において、学習指導の補助等の必要な児童生徒へのサポートなど、児童生徒の個に応じた教育活動を支援する。 放課後の居場所づくりの推進 (p. 27) ・放課後の居場所を確保するため、ミニ児童会館の整備を進めるとともに、児童数が少ないなど、ミニ児童会館整備の優先順位が低い小学校においては、放課後子ども教室推進事業等により居場所づくりを推進する。 ・留守家庭児童対策を充実するため、児童クラブの登録児童及び民間児童育成会の助成対象児童について、対象学年を現行の「小学校 3 年生まで」から「小学校 4 年生まで」に拡大することを検討する。 【児童会館などの放課後の居場所整備】 H21 年度：165 か所→H26 年度：190 か所 保育の質の向上 (p. 27) 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づいた研修の体系化及び保育実践の改善・向上に関する調査研究を推進することで、保育所職員の資質の向上を図る。</p>	子) 子ども育成部、 教) 学校教育部 子) 児童福祉総合センター 教) 学校教育部 教) 学校教育部 教) 学校教育部 子) 子ども育成部 教) 学校教育部 子) 子ども育成部 子) 子育て支援部

児童養護施設職員研修事業 (p. 27)

施設等に入所している児童や家庭への支援の質を確保するために、児童福祉施設職員等の研修体制を整備し、専門性の向上を図る。

子) 児童福祉総合センター

認可外保育施設立入調査

立入調査(巡回指導)及び認可外保育施設立ち上げに対する事前指導を行うとともに、運営状況の実態の把握及び指導を行う。

子) 子育て支援部

【立入調査及び巡回指導数】 H26 年度：170 回

障がい児保育事業

認可外保育施設に対し、立入調査(巡回指導)及び立ち上げ時の事前相談を行い、運営状況の実態の把握及び指導を通して、入所児童の処遇についての向上を図る。

子) 子育て支援部

○ 子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり

青少年育成委員会事業 (p. 28)

青少年健全育成における関係機関・団体との情報の共有化を通し、より一層の連携強化を図る。

子) 子ども育成部

少年育成指導員による指導・相談

巡回指導・相談業務を柱として、さらに地域の自主的な青少年の健全育成活動の効果的な推進のための支援を進める。

子) 子ども育成部

心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動

中学校区青少年健全育成推進会、青少年育成委員会、町内会などが中心となり、「青少年を見守る店」登録推進活動をはじめ、街頭啓発の実施など、関係機関・団体、地域住民等の青少年の健全育成に対する共通の理解と認識を深め、各種活動への積極的な参加を促し、市民運動の一層の充実を図る。

子) 子ども育成部

保育所地域活動事業

多様化する保育需要に積極的に対応し、地域の子育て家庭への育児講座など、地域に開かれた社会資源として保育所が有する専門的な機能を、地域や子育て家庭への育児指導など、地域のために活用する。

子) 子育て支援部

地域での子育てサロン

子育て家庭の孤立化や子育てに関する不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりを目的として、地域が主体となって実施する乳幼児や保護者などが自由に交流できる場を設置するため、地域で子育てサロンを立ち上げる団体に対し、遊具の貸し出しや情報提供などの支援を行う。

子) 子育て支援部

【延べ開催日数】 H21 年度：3, 231 回→H26 年度：3, 295 回

地域子育て支援センター事業

札幌市立保育園 4 ヶ所を拠点とし、育児不安の解消や子育ての指導など地域における子育て家庭等の支援を進めることを目的として、近隣保育園及び他の機関などと連携し、子育てに関する情報収集と情報提供、育児相談や子育てサークルの活動支援などを実施する。

子) 子育て支援部

子どもの見守り活動

子どもを見守る活動団体相互及び関係機関などと連携し、情報交換や情報提供の場を設け、安心して安全なまちづくりを進める。

区) 市民部

子どもの防犯力の育成 (p. 28)

防犯教室の開催や防犯教室教材の貸出など、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画に基づく取組を進める。

市) 地域振興部

公園・緑地等の整備

環境保全・防災、景観形成、レクリエーションといった緑がもつさまざまな機能を十分発揮させるために、身近な緑を増やし、均衡のとれた街並み形成を図るとともに、今ある緑を保全・育成する。

環) みどりの推進部

地域と創る公園再整備事業【再掲】

公園再整備に際して、企画段階から積極的に、子どもを含めた幅広い市民参加による公園づくりを行っていく。また、周辺で地域主体の子育てサロンなどを実施している公園内に、安心して遊べる遊具等を備えた「キッズコーナー」の整備を進める。

環) みどりの推進部

<p>課題を抱える中学卒業後の子どもへの支援 (p. 28) 「若者支援総合センター」において、引きこもりやニートなど社会生活を円滑に営むうえで困難を有する中学卒業後の子どもに対して、社会との調和や就労支援などを行うとともに、中学や高校に在籍していない子どもに対しても児童会館を活用した学び直しのサポートを行うなど、一人ひとりに合ったプログラムの提供や他の支援機関との連携により、社会的自立までを継続的に支援する。</p> <p>子ども・若者支援地域協議会における活動支援 (p. 28) 「子ども・若者支援地域協議会」において、個別分野の施策や知見を結集し、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子どもを総合的に支援する。</p>	<p>教) 生涯学習部</p> <p>教) 生涯学習部、 子) 子どもの権利 救済事務局</p>
---	--

基本施策 2 活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり

<p>○ 子どもの主体的な活動の促進・支援</p> <p>プレーパーク推進事業【再掲】 (p. 29) 子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」を原則に、公園等を活用し、規制を極力排除した子どもの遊び場であるプレーパーク事業など、既存のストックを活用し、地域で多様な体験機会の充実を図る。</p> <p>地域で活躍するジュニアリーダーの養成【再掲】 地域のさまざまな体験活動事業等で活躍するジュニアリーダーを育成するとともに、その活躍を通じて、子どもが主体的に企画し取り組んでいく地域での体験活動の場を増やしていきます。</p> <p>児童会館における中・高校生の利用促進 (p. 29) 児童会館が中・高校生の地域における居場所の一つとして十分な役割を果たしていけるよう、事業内容などを検証し、利用しやすい環境整備、地域との連携や中・高校生の主体性に配慮した取組の充実を図る。</p> <p>ボランティア体験事業 (p. 29) ボランティア活動を体験することにより、地域福祉及びボランティア活動への理解を深め、継続的なボランティア活動への参加のきっかけとなるよう、札幌市社会福祉協議会が実施するボランティア体験事業に対して、補助を行う。</p> <p>札幌市地域福祉社会計画 計画の改定に際し、現計画における次代を担う青少年の福祉活動に関する施策について、現状の課題に対応した施策を盛り込んでいく。</p> <p>各種少年団体などと連携した活動の促進・支援【再掲】 (p. 29) さっぽろ少年6団体交流事業「友遊Kid'sランド」事業における各団体の活動成果の発表を実施する。</p> <p>少年団体活動補助事業 (p. 29) 社団法人札幌市子ども会育成連合会の事業に対し、一部補助を行う。</p> <p>札幌市スポーツ少年団運営事業 (p. 29) 青少年のスポーツ技術力の向上等を図るとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成を目的としたさまざまな事業を実施している札幌市スポーツ少年団の活動を支援するため、札幌市体育協会に補助金を交付。</p>	<p>子) 子ども育成部</p> <p>子) 子ども育成部</p> <p>子) 子ども育成部</p> <p>保) 総務部</p> <p>保) 総務部</p> <p>子) 子ども育成部</p> <p>子) 子ども育成部</p> <p>観) スポーツ部</p>
---	--

基本目標 3 子どもの権利の侵害からの救済

基本施策 1 子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実

<p>○ 子どもの権利に関する相談及び救済</p> <p>子どもの権利救済機関 (子どもアシストセンター) の運営 (p. 30) 子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行うとともに、権利侵害の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行う。また、夜間や土曜日の開設、子ども専用フリーダイヤルの設置、メールによる相談など、子どもが相談しやすい体制をとっているほか、関係機関とスムーズな連携協力が図られるよう、市内各相談窓口・機関で構成する「子どものための相談窓口連絡会議」を実施する。</p>	<p>子) 子どもの権利 救済事務局</p>
--	----------------------------

<p>いじめ対策関連事業【再掲】(p. 30) 学校における全児童生徒を対象にした「いじめに関する実態調査」や 24 時間いじめ電話相談の実施のほか、ネットトラブルから子どもを守るために、専門業者によるインターネット巡視を実施するとともに保護者や教員などで構成する札幌市「ケーター・ネット」セーフティ推進協議会を設置する。</p> <p>不登校児への支援【再掲】 不登校・引きこもりの子どもを対象に、同年代の子どもとの交流を通じて自主性や社会性を身につけるためのグループ指導や、家庭にひきこもりがちな子どもに対して、登録した学生を定期的に派遣し、遊びやふれあいを通して子どもの社会性や自主性の伸長を援助する、メンタルフレンド事業を実施する。</p> <p>思春期精神保健ネットワーク会議 地域の思春期精神保健にかかわる医療・保健福祉・教育・司法の諸機関が情報交換等を行い、思春期の精神保健福祉活動の推進を図る。</p> <p>思春期特定相談事業 不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている青少年と家族への面接相談など、思春期精神保健に関する知識の普及や精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応上の障害の予防と早期発見等を図る。</p>	<p>教) 学校教育部</p> <p>子) 児童福祉総合センター</p> <p>保) 精神保健福祉センター</p> <p>保) 精神保健福祉センター</p>
<p>○ 児童虐待への対応</p> <p>児童相談所将来構想に基づく取組の推進【再掲】(p. 31) 子どもに関する身近な相談・支援機関である区役所と高度な専門相談に対応する児童相談所との役割分担や機能強化、社会的養護体制の充実など、児童相談所の将来構想に基づき子どもの権利擁護体制の強化を図る。</p> <p>児童虐待予防地域協力員養成事業(p. 31) 民生・児童委員、主任児童委員、青少年育成委員、教員、保育士、幼稚園教諭等に対して研修を行い、児童虐待予防地域協力員として登録を依頼し、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。 【児童虐待予防地域協力員数(累計)】 H21 年度：8,493 人 →H26 年度：10,000 人</p> <p>要保護指導対策地域協議会(札幌市子どもを守るネットワーク会議)(p. 31) 被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力のもとで対応していくことを目的に設営・運営する要保護指導対策地域協議会を、要保護児童のほか、要支援児童などにも拡大するとともに、区が実施する「区要保護児童対策地域協議会」との連携を強化する。</p> <p>虐待関連事業【再掲】(p. 31) 教育委員会と児童相談所が共同で作成した児童虐待対応の手引をすべての教員に配布するとともに、これに基づく、教職員を対象とした研修会を実施するなど、児童虐待について早期発見、早期対応に努める。また、不登校児童生徒の中で、子どもの安否が確認できないなど学校が対応に苦慮している事案について、スクールソーシャルワーカーや医師などの専門家、児童相談所をはじめとする関係機関と連携して学校の対応を支援する学校支援相談窓口を開設し、問題の解決に努める。</p> <p>家庭児童相談員の配置事業 各区に配置された家庭児童相談員が、家庭における児童養育に関することや児童にかかわる家庭の人間関係に関することなどについて電話や来所による相談を受け、継続的に関係機関と連携をとりながら支援活動を行う。 【各区に配置する家庭児童相談員数】 H21 年度：10 人 →H26 年度：現状維持</p>	<p>子) 児童福祉総合センター、各区</p> <p>子) 児童福祉総合センター</p> <p>子) 児童福祉総合センター</p> <p>子) 児童福祉総合センター</p> <p>教) 学校教育部</p> <p>子) 児童福祉総合センター</p>

基本施策2 権利侵害を起こさない環境づくり	
<p>○ 権利侵害等に対する知識の啓発 出前講座の活用【再掲】(p. 32) 子どもの権利の理解促進に向けた出前講座を積極的に活用する。</p> <p>出前講座 「子どもの権利を生かした子育てと学校の関わり」(p. 32) 子どもの権利の内容や保護者の役割、学校とのかかわり方等について、保護者向け講座を実施する。</p> <p>お互いの違いを認め尊重する意識を醸成する機会の充実 (p. 32) 外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、さまざまな立場の子どもに対する理解を深め、違いを認め尊重し合う意識を醸成する機会を充実します。</p> <p>未受診妊婦防止・解消に向けた普及啓発事業 誰もが安心して妊娠・出産できる社会づくりのための啓発事業を実施する。</p> <p>人権教育の推進 (p. 32) すべての教育活動において基本的人権を尊重するとともに、一人ひとりが自他の生命を尊び、互いにかげがえのない人間としての尊厳を認め合い、あらゆる偏見や差別をなくし、支え合い励まし合う温かい人間関係の中で、心豊かにたくましく生きる力をはぐくむ教育を推進するため、民族教育や男女平等教育を推進する。</p> <p>多文化共生事業の実施 (p. 32) 国籍や民族の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、共に生きていく「多文化共生社会」を目指し、異文化理解教育、交流支援事業などを実施する。</p> <p>福祉読本の発行 (p. 32) 小学校高学年を対象とした福祉読本を発行し福祉の啓発を図るとともに、障がいのある人や高齢者に対する正しい知識の理解促進を図る。</p> <p>アイヌ民族に対する子どもの理解促進 (p. 32) 札幌市アイヌ施策推進計画に基づき、札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、小中高校生を対象に伝統舞踊などアイヌ伝統文化の体験事業を引き続き実施するほか、今後、小・中学生向けの副読本の授業での活用や伝統文化・歴史等について知識を有するアイヌ民族がゲストティーチャーとして、小・中学校を訪問し、授業を行うなど、アイヌ民族を尊重し共生していく環境づくりを行う。</p> <p>思春期の心と身体の健康づくり(思春期ヘルスケア事業) 学校教育と連携して、小・中・高校生及び保護者等を対象に、保健センターの専門職が「生命の尊さ・性感染症の予防・たばこや薬物の害」等に関する健康教育を行う。 【授業支援事業実施学校数】 H21 年度：70 校→H26 年度：増やす</p>	<p>子) 子ども育成部</p> <p>教) 学校教育部</p> <p>子) 子ども育成部、 教) 学校教育部</p> <p>保) 保健所</p> <p>教) 学校教育部</p> <p>総) 国際部</p> <p>保) 保健福祉部</p> <p>市) 市民生活部、 教) 学校教育部</p> <p>保) 保健所</p>
<p>○ 育児不安を抱える保護者への支援 母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)【再掲】(p. 33) 妊娠・出産・育児に関する知識の普及等や育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。</p> <p>保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業(育児支援家庭訪問事業)(p. 33) 育児不安の軽減及び児童虐待の発生予防のために、市内の医療機関(産科・小児科等)において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら家庭訪問等による育児支援を行う。 【医療機関からの情報提供数】 H21 年度：362 件→H26 年度：増やす</p> <p>児童家庭支援センター運営費補助事業【再掲】(p. 33) 児童福祉施設の職員が、児童相談所との連携のもとで、24 時間体制で子育てに関するさまざまな相談を受け、必要な支援を行っていく。 【設置か所数】 H21 年度：2 か所→H26 年度：5 か所</p>	<p>保) 保健所</p> <p>保) 保健所</p> <p>子) 児童福祉総合センター</p>

<p>育児不安保護者支援事業 (p. 33) 虐待的な関わりを含む不適切な養育を行っている保護者に対して、コモンセンス・ペアレンティングの手法による子育てプログラムを提供し、子どもの問題行動への適切な対処法を学んでもらうと同時に、親子関係の改善を図る。</p>	<p>子) 児童福祉総合センター</p>
<p>【参加者数】 H21 年度 : 6 人 → H26 年度 : 10 人 家庭児童相談員の配置事業【再掲】 各区に配置された家庭児童相談員が、家庭における児童養育に関することや児童にかかわる家庭の人間関係に関することなどについて電話や来所による相談を受け、継続的に関係機関と連携をとりながら支援活動を行う。</p>	<p>子) 児童福祉総合センター</p>

基本目標 4 子どもの権利を大切にす意識の向上

<p>基本施策 1 子どもの権利に関する広報普及</p>	
<p>○ 子どもの参加による広報・普及活動の充実 メディアを活用した広報啓発 (p. 34) 子どもの権利に関するパンフレットやニュースレターのほか、幼児や小学校低学年に対する成長・発達段階に応じた啓発資料の作成、テレビなどのメディアの活用など、効果的な広報啓発活動に取り組む。 さっぽろ子どもの権利の日関連事業 (p. 34) 「さっぽろ子どもの権利の日」にちなんで、市民が広く参加できる事業を実施することにより、子どもの権利についての関心を高め、理解を促進する契機とする事業を行う。事業の実施に当たっては、「子ども企画委員会」の設置など、事業の企画段階から子どもの参加を進めるほか、他部局等との連携をより一層進める。</p>	<p>子) 子ども育成部 子) 子ども育成部</p>
<p>基本施策 2 子どもの権利に関する学びの支援</p>	
<p>○ 子どもの権利に関する学びの支援 出前授業の実施 (p. 35) 小・中学校を訪問し、子どもの参加などに関する出前授業を実施し、子どもの権利に対する理解を深めます。 出前講座「子どもの権利を生かした子育てと学校の関わり」【再掲】 子どもの権利の内容や保護者の役割、学校とのかかわり方等について、保護者向け講座を実施する。 子どもサポーター養成講座【再掲】 (p. 35) 子どもの参加を進めるうえでの実践的な技法を学んだ「子どもサポーター養成講座」の修了者の活用により、地域における子どもの参加を推進し、これを通して、子どもの意見表明に関する理解を進めていく。 心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動【再掲】 (p. 35) 中学校区青少年健全育成推進会、青少年育成委員会、町内会などが中心となり、「青少年を見守る店」登録推進活動をはじめ、街頭啓発の実施など、関係機関・団体、地域住民等の青少年の健全育成に対する共通の理解と認識を深め、各種活動への積極的な参加を促し、市民運動の一層の充実を図る。 保育の質の向上【再掲】 (p. 35) 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づいた研修の体系化及び保育実践の改善・向上に関する調査研究を推進することで、保育所職員の資質の向上を図る。 家庭教育学級事業 (p. 35) 家庭における教育力の向上のため、地域や学校の協力を得て、学校・幼稚園の P T A を単位とした自主的・計画的・継続的な学習の場を設ける。 児童養護施設職員研修事業【再掲】 施設等に入所している児童や家庭への支援の質を確保するために、児童福祉施設職員等の研修体制を整備し、専門性の向上を図る。</p>	<p>子) 子ども育成部 教) 学校教育部 子) 子ども育成部 子) 子ども育成部 子) 子育て支援部 教) 生涯学習部 子) 児童福祉総合センター</p>

<p>教育相談の実施 不登校や発達障がい等、さまざまな悩みや課題を抱えている子どもや保護者に対して、来所及び電話による教育相談を行う。さらに、担任等と具体的な支援などについて相談する教師相談や、医療や福祉などの関係者とともに、支援内容等について検討するケース検討会議を実施する。</p> <p>幼児教育相談の実施 就学前の幼児の「発達上の問題」や「子育ての悩み」等について、教育相談を行う。さらに、担任等と具体的な支援などについて相談する教師相談や、医療や福祉などの関係者が、支援内容等について検討するケース検討会議を実施する。</p>	<p>教) 学校教育部</p> <p>教) 学校教育部</p>
<p>○ 子どもの権利を生かした学校教育の推進</p> <p>子どもの権利に関する教職員研修の充実 (p. 36) 学校において、子どもの権利の理念を生かした教育活動をより一層充実する。また、子どもの権利に関する指導の在り方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会やホームページなどで情報提供を通して教職員研修の充実を図る。</p> <p>子どもの権利に関する学習資料映像の作成 (p. 36) 子どもたちが自分自身の権利や他者の尊重等について学んだり、自らの手で問題を解決することの大切さについて気付いたりできるよう、学習資料を学校に配布し、活用する。</p> <p>学校における子どもの自主的な活動を促す取組【再掲】(p. 36) 児童会・生徒会活動や三者会議等による学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合う場に子どもが参加する取組や子どもが主体的に活動に参加することを促す取組のほか、ピア・サポートなど、子ども同士が支え合う取組が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行う。</p> <p>札幌市小学校教育課程編成の手引きの発行 これまでの研究成果等を、各学校の教育課程の編成の参考となる「札幌市小学校教育課程編成の手引」に掲載し、子どもの権利に関する授業の普及・啓発を図る。</p> <p>札幌市研究開発事業「子どもの権利に関する実践研修」 子どもの権利を生かした指導の在り方等についての実践的な研究を行い、公開授業などを開催するとともに、研究成果をホームページで公開し、普及啓発を図る。</p>	<p>教) 学校教育部</p> <p>教) 学校教育部</p> <p>教) 学校教育部</p> <p>教) 学校教育部</p> <p>教) 学校教育部</p>

※ 関係部局の表記について

子：子ども未来局 総：総務局 市：市民まちづくり局 保：保健福祉局
 環：環境局 経：経済局 観：観光文化局 交：交通局 水：水道局
 消：消防局 区：区役所 教：教育委員会